

令和8年7月17日（金）

令和8年度第2回

東大和市交通安全対策審議会

資 料

まちづくり部都市基盤課交通安全対策係

目 次

令和 8 年度第 2 回東大和市交通安全対策審議会会議次第 1 頁

東大和市交通安全対策審議会委員名簿 2 頁

別 添

第 1 2 次東京都交通安全計画 1 冊

第 1 2 次東京都交通安全計画の概要について 1 枚

東大和市交通安全計新旧対照表 1 冊

東大和市交通安全計画改定案の主な変更内容について 1 枚

令和 8 年度第 2 回東大和市交通安全対策審議会次第

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）午前 1 0 時 0 0 分～
会議棟 2 階第 8 会議室

司会 都市基盤課長

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状の交付（新規委員 5 名）
- 3 新任委員の自己紹介
- 4 会長の選出
- 5 会長挨拶
- 6 職務代理者の指名
- 7 議 題
 - （1）東大和市交通安全計画（案）について
 - （2）その他

東大和市交通安全対策審議会委員名簿

(任期 令和8年7月1日～令和10年6月30日 学識経験者のみ)

構成	氏 名	摘 要	備 考
学 識 経 験 者	た じま じゅん いち ろう 田 島 潤 一 郎	シニアクラブ連合会理事	R7.10.1～
	ゆ ざわ まさし 湯 沢 仁	交通安全協会副会長	R3.1.16～
	いけ だ まさ つぐ 池 田 政 次	スクールガードリーダー	R2.7.1～
	くに よし たか こ 國 吉 隆 子	交通安全協会常任理事	R3.4.1～
	ます だ きみ え 増 田 君 恵	大和東保育園園長	R8.7.1～
関 係 行 政 機 関 職 員	よし むら ひろし 吉 村 浩	第七小学校長	R7.4.1～
	おお しま きよ かず 大 島 清 和	第二中学校長	R8.4.1～
	いぬ たけ みき と 犬 竹 幹 人	都北多摩北部建設事務所管理課長	R8.4.1～
	ご み まさ つぐ 五 味 正 継	北多摩西部消防署警防課長	R7.10.1～
	かた ぎり たか し 片 桐 蒼 之	東大和警察署交通課長	R7.8.25～

会長

職務代理者

東大和市交通安全計画改定案の主な変更内容について

1 改定の基本的な考え方

現行計画の計画期間満了に伴い、令和8年度から令和12年度までを期間とする次期計画へ改定します。今回の改定では、第12次東京都交通安全計画との整合を図るとともに、令和3年から令和7年までの市内交通事故の状況を踏まえ、東大和市として重点的に取り組むべき課題を明確化しました。

前期計画期間中、市内の交通事故発生件数は令和3年の317件から令和7年の284件へ減少した一方、令和7年は前年から増加に転じ、死亡事故も2件発生しました。また、多摩26市との比較では、人口10万人当たり事故件数及び市街化区域1km²当たり事故件数が高い水準にあることから、引き続き実効性のある交通安全対策を推進する必要があります。

2 計画構成の主な変更

現行計画が34ページなのに対して、改定案では49ページと15ページ増えております。

見やすさを重視し、必要に応じて写真や画像、色彩を取り入れております。

現行計画では「高齢者及び子ども」「自転車」「二輪車」「飲酒運転」を重点施策としていましたが、改定案では、市内事故の発生状況を踏まえ、次の4項目を重点課題として再整理しました。

改定案の重点課題	位置付け
1 市道における交通安全対策の推進	市民生活に身近な市道・生活道路での事故防止
2 交差点及び交差点付近における交通安全対策の推進	出会い頭事故、右左折時事故、横断中事故等への対応
3 自転車利用者に対する交通安全対策の推進	自転車関与事故の防止、ルール遵守、安全意識向上
4 高齢者に対する交通安全対策の推進	歩行中・自転車利用中の高齢者事故防止

第2部に「重点課題」を新設し（新16ページ～新22ページ）、第3部では重点課題に対応する「基本方針・具体的施策」（新23ページ～新48ページ）を整理する構成に改め、事故状況の分析、重点課題、具体的施策のつながりが分かりやすくなるよう見直しています。

3 主な変更内容

項 目	主な変更内容
交通事故等の状況の時点修正・分析の充実 (新 3 ページ～新 1 5 ページ)	人口、自動車保有台数、道路延長、交通事故件数等を最新値に更新しました。また、「前期東大和市交通安全計画の総括」及び「事故発生件数に関する他市との比較」を追加し、市内事故の特徴を客観的に把握できるようにしました。
重点課題と具体的施策の対応関係の整理 (新 1 6 ページ～新 2 2 ページ)	4 つの重点課題ごとに、関連する具体的施策を一覧化しました。市道対策、自転車対策、高齢者対策などについて、どの施策が各重点課題に対応するのかを確認できる構成としています。
道路交通環境の整備 (新 2 3 ページ～新 2 9 ページ)	生活道路における法定速度引下げを踏まえた周知啓発、既存ゾーン 3 0 等の維持管理、必要に応じたゾーン 3 0 プラスの検討、通学路等の合同点検、道路反射鏡の適正設置、走行データ等を活用した潜在的危険箇所の把握、街路樹の適正管理、公共交通利用促進等を位置付けました。
交通安全意識の啓発 (新 3 0 ページ～新 4 0 ページ)	対象に応じた交通安全教育を整理するとともに、自転車の交通反則通告制度、自転車運転者講習制度、自転車用ヘルメット、電動モビリティ、外国人への交通ルール周知、高齢者運転免許証自主返納支援事業等を位置付けました。
道路交通秩序の維持 (新 4 1 ページ～新 4 3 ページ)	交通規制、信号機の整備・高度化、違法駐車取締り、悪質・危険な交通違反に対する指導取締り等は、交通管理者である警察署が主体となることを踏まえ、市は交通事故の発生状況、地域からの意見、道路管理上把握した危険箇所等を警察署へ情報提供し、必要に応じて要望する形に整理しました。
救急・被害者支援・災害対応等 (新 4 4 ページ～新 4 8 ページ)	救急・救助体制、交通事故相談、交通災害共済制度、自転車損害賠償保険等の加入促進を整理しました。また、災害対応については、従来の東海地震「警戒宣言」時の対応を見直し、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に変更しています。

4 審議に当たって確認いただきたい主な視点

- 市内の交通事故の状況を踏まえ、4つの重点課題の設定が妥当であるか。
- 重点課題と具体的施策の対応関係が分かりやすく整理されているか。
- 市道・生活道路、交差点、自転車、高齢者に関する施策の方向性が適切であるか。
- 市が実施する施策と、警察署等に情報提供・要望・連携する施策の役割分担が明確であるか。
- 市民に分かりやすい計画本文となっているか。

5 今後の計画策定スケジュール

